

# 未認識債務の有用性に関する実証研究

—企業会計基準第26号導入前後の会計期間を対象として—

藤 田 直 樹

## 要 旨

本稿は企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」で改正された会計情報の有用性を検証した。企業会計基準第26号では、未認識債務が発生時に連結財務諸表本体に反映されるよう改正された。これより、改正前後で退職給付に関する本体情報の範囲が異なる。本研究では、未認識債務が本体情報に合算された場合と注記情報として分離された場合を比較して検証した。本研究における貢献は2点ある。第1に、企業会計基準第26号導入後の会計期間において、改正前後の会計情報全体の有用性に大きな違いはない。第2に、企業会計基準第26号導入後の会計期間において改正後の本体情報が改正前の本体情報よりも有用性が高い可能性を示した。

キーワード：退職給付会計 (Retirement Benefits Accounting)、未認識債務 (Unrecognized Obligations)、本体情報 (Recognized Items)、注記情報 (Disclosed Items)、有用性 (Usefulness)

## I 序

本稿は、日本における未認識債務の有用性を検証することを目的としている。未認識債務は、過去勤務費用と数理計算上の差異のうち純利益に反映されていない未償却額のことを指す。日本では、未認識債務の会計処理が企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計」（2012））で改正された。「退職給付会計」（2012）は2013年4月以降に開始する会計期間から導入されている。「退職給付会計」（2012）導入後、未認識債務発生時

の退職給付の本体情報の範囲は拡大した。しかしながら、「退職給付会計」(2012)導入後の本体情報が導入前よりも有用だという証拠は未だない。なお、この論点は本体情報と注記情報の位置づけに関する論点も関わってくる。近年、各会計基準設定機関において本体情報と注記情報の位置づけが議論されている。そこで、本稿では「退職給付会計」(2012)で改正された退職給付に関する会計情報の有用性を明らかにする。

## II 日本の未認識債務に関する会計処理改正の背景

日本の企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan、以下 ASBJ) は、2007年に国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board、以下 IASB) と東京合意を締結し、会計基準の国際的なコンバージェンスを進めた (企業会計基準委員会 2007)。東京合意締結後、ASBJ は他の会計基準設定機関を参考に未認識債務の会計処理を検討した。他の会計基準設定機関の未認識債務に関する会計処理は日本とは異なる。米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board、以下 FASB) と IASB は連結貸借対照表において退職給付債務と年金資産との差額を反映する (FASB 2010a, par. 4; IASB 2011, par. 57)。このため、FASB と IASB は未認識債務を発生時に連結貸借対照表に反映している。つまり、FASB と IASB における退職給付の本体情報は退職給付の積立状況を表している。

一方、東京合意締結時の日本において、未認識債務は発生時に連結財務諸表注記で開示され、費用処理時に初めて連結財務諸表本体に反映されていた (企業会計審議会 1998; 企業会計基準委員会 2005)。また、当時の日本において、未認識債務を除いて連結貸借対照表に計上することで、財務諸表利用者が退職給付制度の積立状況を理解できないのではないかという指摘があった (企業会計基準委員会 2012, 第55項)。このため、「退職給付会計」(2012)では、未認識債務が発生した時に連結貸借対照表の負債とその他の包括利益 (Other Comprehensive Income、以下 OCI) を通じて純資産の部に反映され、費用処理時には連結包括利益計算書において純利益で認識するとともに OCI

の組替項目としてリサイクリングが行われるように改正された（企業会計基準委員会 2012、第15項）。つまり、日本では「退職給付会計」（2012）導入後、未認識債務が発生時に本体情報として扱われるよう改正された。これは、未認識債務発生時に注記情報としていた「退職給付会計」（2012）導入前とは異なる。これより、「退職給付会計」（2012）導入後、未認識債務発生時の退職給付の本体情報が拡大した。

### Ⅲ 本体情報と注記情報に関する議論

各会計基準設定機関の概念フレームワークでは、本体情報に関する規定が多い。一方、投資家等の財務諸表利用者が注記情報も意思決定に有用と捉える場合がある。近年では本体情報と注記情報の位置づけに関する議論が各会計基準設定機関で行われている。

FASB は2014年に公開草案「財務報告のための概念フレームワーク 第8章：財務諸表注記」（Conceptual Framework for Financial Reporting Chapter 8: Notes to Financial Statements、以下2014年公開草案）を公表し、本体情報に関する追加的な情報内容等を注記情報に含めるように提案した（FASB 2014, pars. D13-D15）。このため、FASB は注記情報を本体情報の補足と捉えている。

IASB は2017年1月にディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」（Discussion Paper: Disclosure Initiative-Principles of Disclosure、以下2017年 DP）を公表した。IASB は、財務諸表利用者が本体情報を注記情報よりも頻繁に利用しているというフィードバックを受けた（IASB 2017, pars. 3.8-3.9）。このため、IASB は以下の理由から、財務諸表利用者が注記情報よりも本体情報により多くの注意を払うと考えた（IASB 2017, par. 3.20）。

- A) 本体情報が通常財務諸表の冒頭に示される。
- B) 本体情報が企業の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー及び持分の変動の概要を与えるものであり、財務諸表利用者がさらに調べたいと考える可能性のある領域を識別するために使用できる。

- C) 本体情報が注記情報よりも標準化された様式に従っており、企業間での比較を行うために、より容易に使用できる。
- D) 本体情報の方が注記情報よりも早く公表される場合がある。
- E) 本体情報の方が注記情報よりもデータ集計業者が収集し提供する情報に含まれる可能性が高い。

つまり、IASB は本体情報の方が注記情報よりも財務諸表利用者にとって重要と考えている。一方、IASB は注記情報の役割を、①本体情報の分解、調整及び説明のために必要な情報を提供すること、②財務諸表の目的を満たすために必要な他の情報で本体情報を補足すること、の2点と考えた (IASB 2017, par. 3.28)。以上より、IASB は2017年 DP において本体情報の方が注記情報よりも財務諸表利用者にとって有用な会計情報だと考えている。

## IV 先行研究

### 1. 財務諸表の本体情報と注記情報に関する先行研究

第3章において、FASB と IASB が本体情報を注記情報よりも有用な会計情報だと考えていることを示した。また、各会計基準設定機関の概念フレームワークにおける共通点は、財務諸表利用者に投資家を含んでいる点である (FASB 2010b, par. OB2; IASB 2010, par. OB2; IASB 2015, par. 1.2; 企業会計基準委員会 2006, 第1章第1-3項)。近年では、投資家が財務諸表の本体情報と注記情報を使用する方法に関する先行研究がある。

Schipper (2007) は、投資家が本体情報と注記情報を使用する方法として「違いなし」、「合理的な違い」、「利用者の特徴」という3つの見解があることを指摘している。この3つの各見解において、該当する投資家が異なる。「違いなし」には、知識が豊富で、開示場所により会計情報の有用性に関する判断を左右されない投資家が該当する。この見解では、本体情報と注記情報の有用性に差がない。「合理的な違い」には、財務諸表本体や財務諸表注記といった会計情報を開示する場所により会計情報の有用性が異なると考える合理的な投資家が該当する。この見解では、情報の有用性の高い情報を本

体情報に、情報の有用性の低い情報を注記情報に含める。また、「合理的な違い」においては、両者の有用性に差がある。「利用者の特徴」は、注記情報を無視・過小評価する財務諸表利用者の存在による注記情報の有用性低下が指摘されている。特に、財務諸表利用者が注記情報よりも簡単に利用可能な本体情報を利用していることを示す証拠がある (Manies and McDaniel 2000; Dietrich et al. 2001)。また、そのような証拠を生み出す理由を調査した先行研究もある (Dearman and Shields 2005; Koonce, McAnally and Mercer 2005)。しかしながら、「合理的な違い」と「利用者の特徴」との違いは不明な点が多く、区別するのが難しい。このため、「合理的な違い」と「利用者の特徴」を明確に区別する必要はないとしている先行研究もある (Britten, Choudhary and Schipper 2013)。「合理的な違い」と「利用者の特徴」は本体情報と注記情報との間に差がある点で共通している。この3つの見解に関する実証研究として、Britten, Choudhary and Schipper (2013) と Ahmed, Kilic and Lobo (2006) がある。Britten, Choudhary and Schipper (2013) は、1980年から2008年を対象としてリースの本体情報と注記情報の有用性に差がないことを実証した。これは「違いなし」に該当する。また、Britten, Choudhary and Schipper (2013) はその理由として、①リースに関する将来キャッシュ・フローが契約で特定されていること、②各期末のリース額が割引計算のみで算定できること、③各期末のリース額を算定するための割引率を注記情報から取得できること、の3点を挙げている。一方、Ahmed, Kilic and Lobo (2006) は、銀行を対象に SFAS 第133号導入前後のデリバティブに関する本体情報が注記情報よりも有用性が高いことを検証した。これは、「合理的な違い」または「利用者の特徴」に該当する。

以上が財務諸表の本体情報と注記情報に関する先行研究である。退職給付会計」(2012) では退職給付の積立状況に関する財務諸表本体への反映範囲が拡大したことにより負債が増加し、純資産が変動する。これはデリバティブと共通するが、リースとは異なる。また、退職給付債務の算定には多くの仮定を考慮するため、割引計算で将来のキャッシュ・フローを特定できるリー

スとは異なる。これより、投資家が退職給付に関する本体情報と注記情報を使用する方法は「違いなし」以外の見解に該当すると思われる。

## 2. 退職給付の本体情報と注記情報に関する先行研究

退職給付の本体情報と注記情報に関する研究は米国と日本でともに行われてきた。米国においては、退職給付の注記情報が有用な会計情報であるという証拠が多数ある (Landsman and Ohlson 1990; Gopalakrishnan 1994; Friday et al. 1999; Friday, Liu and Mittelstaedt 2004; Yu 2013)。また、本体情報の方が注記情報よりも情報の有用性が高いという証拠もある (Friday et al. 1999; Yu 2013)。日本では、Kasaoka (2014) が「退職給付会計」(2012) 導入前の2002年から2011年3月決算の日本の東証一部上場企業を対象に、①注記情報が有用な会計情報であること、②本体情報と注記情報を含む退職給付に関する会計情報は本体情報のみの場合よりも株価説明力が高いこと、を実証した。また、Kasaoka (2014) における実証結果は、本体情報に関する係数の絶対値と t 値が注記情報よりも高いことを示している。

以上より、退職給付の本体情報と注記情報に関する先行研究では、本体情報の方が注記情報よりも情報の有用性が高いことが実証されている。IASB は2017年 DP において財務諸表利用者が本体情報により多くの注意を払っているという見解を示した。「退職給付会計」(2012) 導入後、投資家は退職給付の積立状況を本体情報だけで把握できるようになった。これは、「退職給付会計」(2012) 導入前の本体情報とは異なる点であり、投資家が「退職給付会計」(2012) 導入後に注記情報を見なくても退職給付の積立状況を本体情報のみで把握できることを意味する。これより、「退職給付会計」(2012) 導入後の会計期間において、導入後の本体情報は導入前よりも情報の有用性が高いと考えられる。

## V リサーチデザインとサンプル

### 1. 仮説の設定

退職給付の本体情報と注記情報に関する先行研究では、本体情報が注記情報よりも情報の有用性が高いことが実証されている。日本では、「退職給付会計」(2012) 導入前の会計期間を対象にこのことが実証されている。IASBの2017年 DP は、財務諸表利用者が本体情報により多くの注意を払っているという見解を示している。財務諸表の本体情報と注記情報に関する先行研究では、財務諸表利用者が注記情報よりも簡単に利用可能な本体情報を利用していることを示す証拠がある。つまり、多くの財務諸表利用者は本体情報を入手して利用する。一方、財務諸表利用者の中には注記情報を利用しない利用者がいると思われる。このため、本体情報は注記情報よりも財務諸表利用者の意思決定に反映され、情報の有用性が高くなると思われる。このことを確認するため、仮説 1 を設定する。

仮説 1: 「退職給付会計」(2012) 導入前の本体情報は注記情報よりも情報の有用性が高い。

仮説 1 が支持される場合、「退職給付会計」(2012) 導入前において退職給付の本体情報が注記情報よりも情報の有用性が高いことを示す証拠となる。また、「退職給付会計」(2012) 導入後は、導入前の注記情報が本体情報として取り扱われるため、投資家は退職給付の積立状況を本体情報だけで把握できるようになった。これは、「退職給付会計」(2012) 導入前の本体情報とは異なる点であり、投資家が「退職給付会計」(2012) 導入後に注記情報を見なくても退職給付の積立状況を本体情報のみで把握できることを意味する。このため、「退職給付会計」(2012) 導入後の会計期間において、導入後の本体情報は導入前の本体情報よりも投資家の意思決定が反映されると考えられる。退職給付項目は負債であるため、係数の符号は-と予想できる。以上より、仮説 2 を設定できる。

仮説 2: 「退職給付会計」(2012) 導入後の会計期間において、退職給付の

本体情報は、導入前の本体情報よりも情報の有用性が高い。

## 2. モデルの設定

先行研究におけるモデル設定は、本体情報を退職給付債務と年金資産に分けて変数を設定しているものと、両者の差額に基づいて変数を設定しているものに別れている。「退職給付会計」(2012)導入後、連結貸借対照表に反映される退職給付に関する積立状況の範囲が拡大した。退職給付の本体情報の範囲が拡大したことによる影響を検証するには、連結貸借対照表に反映される本体情報をそのまま変数に組み込む必要がある。「退職給付会計」(2012)導入後の本体情報は、退職給付債務から年金資産を控除した部分である。一方、「退職給付会計」(2012)導入前の本体情報は、導入後の本体情報から未認識債務を除外する必要がある。さらに、「退職給付会計」(2012)導入前における未認識債務は注記情報である。このため、本体情報に注記情報を加えたモデルを設定することにより、注記情報が有用な会計情報であるかどうかを検証できる。

また、損益項目は当期純利益から退職給付費用を控除し、退職給付費用を各構成要素に分けてモデルを設定している先行研究が多い。しかしながら、「退職給付会計」(2012)導入前後における違いは未認識債務発生時の会計処理である。その違いは当期純利益と退職給付費用には影響しない。このため、退職給付費用を当期純利益から控除する方法は採用せず、連結損益計算書に反映される当期純利益をそのまま変数に組み込む。

以上より、仮説1と仮説2を検証するためにモデル(1)とモデル(2)を設定し、重回帰分析を行う。なお、回帰式の両辺を前期末資産合計でデフレートし、規模による影響を排除する。

$$MVE_{it} = \beta_0 + \beta_1 ASSETS_{it} + \beta_2 LIABILITY_{it} + \beta_3 RB(Before)_{it} + \beta_4 TUO_{it} + \beta_5 NI_{it} + \varepsilon_{it} \quad (1)$$

$$MVE_{it} = \beta_0 + \beta_1 ASSETS_{it} + \beta_2 LIABILITY_{it} + \beta_3 RB(After)_{it} + \beta_4 NI_{it} + \varepsilon_{it} \quad (2)$$



$MVE_{it}$ : 株式時価総額/前期末資産合計

$ASSETS_{it}$ : 資産 (退職給付に係る資産控除後)/前期末資産合計

$LIABILITY_{it}$ : 負債 (退職給付に係る負債控除後)/前期末資産合計

$RB(Before)_{it}$ : (退職給付債務-年金資産-未認識債務)/前期末資産合計

$RB(After)_{it}$ : (退職給付債務-年金資産)/前期末資産合計

$TUO_{it}$ : 未認識債務/前期末資産合計

$NI_{it}$ : 当期純利益/前期末資産合計

モデル(1)は「退職給付会計」(2012)導入前の本体情報と注記情報を分離した情報を想定したモデルである。モデル(2)は「退職給付会計」(2012)導入後の本体情報に注記情報が合算されたと想定したモデルである。仮説の検証を行うには、モデル(1)とモデル(2)の退職給付に関する変数が従属変数のMVEを予測するのにどの程度有用かを比較する必要がある。なお、祖データに関する平均と標準偏差は各変数により異なる。そのため、各モデルにおける標準化された係数で比較する。仮説1を検証するためには、導入前の会計期間において注記情報である未認識債務(TUO)を本体情報RB(Before)と比較する必要がある。仮説2を検証するためには、導入後の会計期間における退職給付に関する本体情報(モデル(1)のRB(Before)とモデル(2)のRB(After))を比較する必要がある。また、仮説2を検証するには「退職給付会計」(2012)導入前後の退職給付に関する本体情報の統計的な有意差の有無を検証する必要もある。RB(After)に関する標準化係数の絶対値とt値がRB(Before)よりも大きく、かつ両変数の間に統計的な有意差があれば、導入後の本体情報の方が導入前の本体情報よりも有用だという証拠が得られる。仮説2を検証するために、t検定を行う。また、t検定以外にノンパラメトリック法のWilcoxonの符号順位検定も行う(Spatz 1997, pp. 307-332; 中込2006, 134-142頁)。上記2つの仮説は個別項目に関する検証である。しかしながら、個別項目に関する検証だけでは「退職給付会計」(2012)導入前後で会計情報全体の株価説明力に違いが生じているかどうか不明である。このため、本章では「退職給付会計」(2012)導入前後で会計情報全体の株価

説明力に違いが生じているかどうか調べる。最初に赤池情報量規準 (AIC) を使用して、株価を予測するための「退職給付会計」(2012) 導入前後の2つのモデルの序列を調べる。なお、AIC は、その値が小さい方が良いモデルであることを示す (赤池 1976; 赤池他 2007)。その後、2つのモデルの差を検定するために、Vuong 検定を行う (Vuong 1989)。

### 3. サンプルの選定

仮説を検証するために、株価と連結財務諸表に関するデータが必要である。株価は株価 CD-ROM (2016) から取得し、連結財務諸表に関するデータは日経財務データから取得した。サンプルの対象期間は「退職給付会計」(2012) 導入前後の2012-2015年 (2012-2013年:「退職給付会計」(2012) 導入前、2014-2015年:「退職給付会計」(2012) 導入後) の3ヶ月期決算で日本基準を適用している東証一部上場企業に絞った<sup>1)</sup>。企業の退職給付に関する注記情報は有価証券報告書から取得できる。また、企業の有価証券報告書は決算日後3ヶ月以内に公表される。そのため、決算日から3ヶ月後の株価には、注記情報を含む会計情報が反映されると考えられる。よって、株価は決算日から3ヶ月後の終値を選んだ。また、①決算月数が12ヶ月以外の企業、②株価 CD-ROM (2016) で株価を取得できなかった企業、③金融・保険業、④未認識債務がない企業、⑤割引率と期待運用収益率を両方とも設定していない企業、⑥前期末資産合計を東証から取得できない企業、の6点のうち1つでも該当する企業は除外した。さらに、上記の条件に該当するサンプルで重回帰分析を行うと、標準化残差に正規性のないサンプルを発見した。これらのサンプルは重回帰分析の結果に大きな影響を与えられられる。そのため、本研究では従属変数である MVE の標準化残差が3以上のサンプルを外れ値としている。最終的なサンプル数は3825個 (2012-2013年:1901個、2014-2015年:1924個) である。第1表には各変数の記述統計量と相関係数

1) データベース「日経財務データ」の「決算月(1)」と「決算年月」から3ヶ月以外を除外した。

第1表 全サンプルの記述統計量と相関係数表 (3825個)

変数	記述統計量			相関係数表						
	平均値	標準偏差	中央値	MVE	ASSETS	LIABILITY	RB (Before)	RB (After)	TUO	NI
MVE	0.536	0.371	0.434		0.348**	-0.486**	-0.081**	-0.092**	-0.063**	0.660**
ASSETS	1.059	0.182	1.044	0.306**		0.106**	0.004	-0.018	-0.049**	0.460**
LIABILITY	0.496	0.211	0.495	-0.314**	0.392**		-0.046**	-0.036*	0.016	-0.291**
RB (Before)	0.031	0.039	0.022	-0.049**	0.125**	-0.021		0.905**	0.169**	-0.050**
RB (After)	0.039	0.044	0.028	-0.069**	0.115**	-0.008	0.936**		0.499**	-0.060**
TUO	0.008	0.016	0.005	-0.074**	0.016	0.028	0.181**	0.515**		-0.050**
NI	0.032	0.037	0.030	0.587**	0.427**	-0.111**	0.018	0.000	-0.043**	

左下三角部分は Pearson の相関係数、右上三角は Spearman の相関係数を表している。

\*\* : 1%水準で有意 (両側)、\* : 5%水準で有意 (両側)

第2表 各対象年・モデルにおける退職給付項目に関する記述統計詳細

対象年	変数	N数	平均値	標準偏差	範囲	最小値	最大値	Q1	中央値	Q3
2012-2013年	RB (Before)	1901	0.032	0.040	0.480	-0.140	0.340	0.008	0.023	0.048
	RB (After)	1901	0.045	0.045	0.487	-0.106	0.381	0.015	0.033	0.064
	TUO	1901	0.013	0.017	0.172	-0.039	0.133	0.002	0.008	0.020
2014-2015年	RB (Before)	1924	0.029	0.038	0.503	-0.174	0.329	0.006	0.020	0.045
	RB (After)	1924	0.033	0.043	0.581	-0.208	0.373	0.007	0.023	0.050
	TUO	1924	0.004	0.013	0.210	-0.077	0.133	-0.001	0.002	0.008

表を示している。また、第2表には退職給付項目の記述統計詳細を「退職給付会計」(2012)導入前後の会計期間に分けて示している。

## VI 実証結果と解釈

### 1. 仮説の検証

仮説を検証するために、「退職給付会計」(2012)導入前の2012-2013年と導入後の2014-2015年に分けて分析する。その分析結果は第3表に示したとおりである。

第3表 モデル(1)及びモデル(2)の推定結果

	「退職給付会計」(2012) 導入前				「退職給付会計」(2012) 導入後			
	2012-2013年				2014-2015年			
	モデル(1)		モデル(2)		モデル(1)		モデル(2)	
	標準化係数	t 値	標準化係数	t 値	標準化係数	t 値	標準化係数	t 値
(定数)		[3.518***]		[4.054***]		[3.358***]		[3.314***]
ASSETS	0.359	[16.596***]	0.352	[16.255***]	0.260	[12.247***]	0.260	[12.271***]
LIABILITY	-0.427	[-22.115***]	-0.422	[-21.830***]	-0.378	[-19.474***]	-0.378	[-19.463***]
RB (Before)	-0.114	[-6.622***]			-0.082	[-4.756***]		
RB (After)			-0.093	[-5.433***]			-0.086	[-5.095***]
TUO	0.026	[1.531]			-0.015	[-0.860]		
NI	0.361	[18.148***]	0.362	[18.144***]	0.454	[23.579***]	0.454	[23.610***]
N 数	1901		1901		1924		1924	
Adj. R <sup>2</sup>	0.463		0.460		0.469		0.469	
AIC	-425.585		-413.087		886.344		884.897	
Vuong 検定	1.916*				0.392			
	モデル(1) > モデル(2)				モデル(1) ≒ モデル(2)			

「退職給付会計」(2012) 導入後 (2014-2015年) における RB (Before) と RB (After) に関する差の検定

t 検定: t 値 = -11.536\*\*\* Wilcoxon の符号順位検定: Z 値 = -14.316\*\*\*

有意水準 \*\*\* (0.01) \*\* (0.05) \* (0.1)

仮説 1 に関する導入前の2012-2013年において、TUO は RB (Before) よりも標準化係数の絶対値と t 値が小さく、かつ有意ではなかった。この結果は、導入前の注記情報の有用性が本体情報よりも低いことを示しており、仮説 1 を支持するものである。ただし、自由度調整済決定係数 (Adj. R<sup>2</sup>) はモデル (1) がモデル (2) よりも高いため、モデル全体としての当てはまりはモデル (1) の方がわずかに高い。また、AIC はモデル (1) の方がモデル (2) よりも小さい。AIC は小さい方が良いモデルであることを表している。Vuong 検定では10% 水準で有意であるため、統計的に有意な差がある。これより、「退職給付会計」(2012) 導入前において、会計情報全体の株価説明力には大きな違いがあり、改正前の注記情報 TUO を分離したモデル (1) の方が良いモデルである。

しかしながら、導入前の注記情報の未認識債務が投資家の意思決定に有用な会計情報を単体で提供していたという証拠は得られなかった。

次に、仮説2に関する導入後の2014-2015年では、改正後の本体情報 RB (After)の方が、注記情報を分離した計算上の改正前本体情報 RB (Before)よりも標準化係数の絶対値とt値が大きい。他方、導入前の2012-2013年では、計算上の本体情報 RB (After)の方が、実際に開示されていた改正前本体情報 RB (Before)よりも標準化係数の絶対値とt値が小さかった。このことは、「退職給付会計」(2012)導入後の会計期間において改正後の本体情報の有用性の方が高いことを示している。RB (Before)とRB (After)に関するt検定では有意となったため、予想と一致する。この結果は、仮説2を支持するものである。Wilcoxonの符号順位検定でも同様の結果が示されている。また、AICは改正後のモデル(2)の方が改正前のモデル(1)よりも小さい。しかしながら、Vuong検定では統計的な有意差がなかったため、モデル(1)とモデル(2)の会計情報全体の株価説明力には大きな違いがない。したがって、会計情報全体としての株価説明力には大きな違いはないが、本体情報の方が注記情報よりも情報の有用性が高い可能性が示されたと考えられる。

なお、これまでの分析において、TUOの符号は不安定であり、有用性もなかった。そこで、TUOの分布を分析すると、2014-2015年におけるTUOは2012-2013年よりも①分布の範囲が広いこと、②平均値が低いこと、③第1四分位点の符号が異なること、等の違いがある。このような要因がTUOの符号に影響を与えた可能性がある。「退職給付会計」(2012)導入前後では未認識債務の会計処理が異なるため、「退職給付会計」(2012)は未認識債務の大きいサンプルに影響を与えると考えられる。特に、本結果は未認識債務の影響の小さいサンプルから導かれた可能性があるため、追加検証を行う。

## 2. 追加検証

### (1) 未認識債務の影響の大きいサンプルによる追加検証

未認識債務の絶対値が大きい上位半分のサンプルを対象に追加分析を行っ

第4表 未認識債務の影響の大きいサンプルによる追加検証の推定結果  
(変数一部抜粋)

	「退職給付会計」(2012) 導入前				「退職給付会計」(2012) 導入後			
	2012-2013年				2014-2015年			
	モデル(1)		モデル(2)		モデル(1)		モデル(2)	
	標準化係数	[t 値]	標準化係数	[t 値]	標準化係数	[t 値]	標準化係数	[t 値]
RB (Before)	-0.101	[-4.323***]			-0.094	[-3.830***]		
RB (After)			-0.083	[-3.572***]			-0.104	[-4.302***]
TUO	0.025	[1.104]			-0.027	[-1.106]		
N 数	950		950		962		962	
Adj. R <sup>2</sup>	0.515		0.512		0.462		0.462	
AIC	-335.629		-331.338		464.528		462.682	
Vuong 検定	1.219				0.210			
	モデル(1) ≒ モデル(2)				モデル(1) ≒ モデル(2)			

「退職給付会計」(2012) 導入後 (2014-2015年) における RB (Before) と RB (After) に関する差の検定

t 検定: t 値 = -11.191\*\*\*      Wilcoxon の符号順位検定: Z 値 = -11.721\*\*\*  
有意水準      \*\*\* (0.01)    \*\* (0.05)    \* (0.1)

た。その分析結果は第4表に示したとおりである。「退職給付会計」(2012) 導入前の2012-2013年において、全サンプルの結果と同様に TUO は RB (Before) よりも標準化係数の絶対値とt値が小さく、かつ有意ではなかった。このことから、未認識債務の影響が大きいサンプルに関しても導入前の注記情報の有用性が本体情報よりも低いため、仮説1が支持された。このように、未認識債務の影響が大きいサンプルによる追加検証でも導入前の注記情報である未認識債務が投資家の意思決定に有用な会計情報を単体で提供していたという証拠は得られなかった。

次に、「退職給付会計」(2012) 導入後の2014-2015年では、全サンプルによる結果を一層明確に示している。改正後の本体情報 RB (After) の方が、注記情報を分離した計算上の改正前本体情報 RB (Before) よりも標準化係数の絶対値とt値が大きい。他方、導入前の2012-2013年では、計算上の本体

情報 RB (After) の方が、実際に開示されていた改正前本体情報 RB (Before) よりも標準化係数の絶対値とt値が小さかった。このことは、「退職給付会計」(2012) 導入後の会計期間において改正後の本体情報の有用性の方が高いことを示している。RB (Before) と RB (After) に関する t 検定と Wilcoxon の符号順位検定ではともに有意となったため、予想と一致する。この結果は、仮説 2 支持するものである。また、AIC は全サンプルによる結果と同様にモデル(2)の方がモデル(1)よりも小さいが、Vuong 検定では統計的な有意差がなかった。したがって、追加検証においても会計情報全体としての株価説明力には大きな違いはないが、本体情報の方が注記情報よりも情報の有用性が

第 5 表 モデル(1)及びモデル(2)の推定結果  
(株価を決算日から 2 ヶ月後に変更後)

	「退職給付会計」(2012) 導入前 2012-2013年				「退職給付会計」(2012) 導入後 2014-2015年			
	モデル(1)		モデル(2)		モデル(1)		モデル(2)	
	標準化係数	[t 値]	標準化係数	[t 値]	標準化係数	[t 値]	標準化係数	[t 値]
(定数)		[4.187***]		[4.632***]		[3.425***]		[3.429***]
ASSETS	0.340	[15.554***]	0.334	[15.302***]	0.252	[11.876***]	0.252	[11.885***]
LIABILITY	-0.416	[-21.368***]	-0.412	[-21.163***]	-0.373	[-19.196***]	-0.373	[-19.208***]
RB (Before)	-0.109	[-6.300***]			-0.082	[-4.761***]		
RB (After)			-0.094	[-5.492***]			-0.093	[-5.492***]
TUO	0.014	[0.821]			-0.028	[-1.606]		
NI	0.370	[18.428***]	0.371	[18.437***]	0.461	[23.970***]	0.461	[23.987***]
N数	1901		1901		1924		1924	
Adj. R <sup>2</sup>	0.454		0.451		0.470		0.470	
AIC	-426.667		-419.261		860.778		858.785	
Vuong 検定	1.551				0.047			
	モデル(1) ≒ モデル(2)				モデル(1) ≒ モデル(2)			

「退職給付会計」(2012) 導入後 (2014-2015年) における RB (Before) と RB (After) に関する差の検定

t 検定 : t 値 = -11.536\*\*\*      Wilcoxon の符号順位検定 : Z 値 = -14.316\*\*\*

有意水準      \*\*\* (0.01)    \*\* (0.05)    \* (0.1)

第6表 未認識債務の影響の大きいサンプルによる追加検証の推定結果  
(株価を決算日から2ヶ月後に変更後、変数一部抜粋)

	「退職給付会計」(2012) 導入前				「退職給付会計」(2012) 導入後			
	2012-2013年				2014-2015年			
	モデル(1)		モデル(2)		モデル(1)		モデル(2)	
	標準化係数	[t 値]	標準化係数	[t 値]	標準化係数	[t 値]	標準化係数	[t 値]
RB (Before)	-0.086	[-3.624***]			-0.096	[-3.927***]		
RB (After)			-0.075	[-3.179***]			-0.114	[-4.770***]
TUO	0.012	[0.526]			-0.044	[-1.782*]		
N 数	950		950		962		962	
Adj. R <sup>2</sup>	0.493		0.492		0.469		0.470	
AIC	-337.682		-336.640		424.434		422.458	
Vuong 検定	0.856				0.083			
	モデル(1) ≒ モデル(2)				モデル(1) ≒ モデル(2)			

「退職給付会計」(2012) 導入後 (2014-2015年) における RB (Before) と RB (After) に関する差の検定

t 検定: t 値 = -11.191\*\*\*      Wilcoxon の符号順位検定: Z 値 = -11.721\*\*\*  
有意水準      \*\*\* (0.01)    \*\* (0.05)    \* (0.1)

高い可能性が示されたと考えられる。

## (2) その他の追加検証

前項までの検証で用いた株価は、退職給付に関する注記情報を含む有価証券報告書が既に公表されている決算日から3ヶ月後の株価である。その結果、仮説1と仮説2はともに支持された。しかしながら、仮説2の「退職給付会計」(2012) 導入前後の本体情報は企業の決算日から45日以内に公表される決算短信でも取得できる。そのため、「退職給付会計」(2012) 導入前後における本体情報を比較するには、決算日から2ヶ月後の株価を用いて分析することにも合理性があると考えられる。そこで、株価を決算日から2ヶ月後の終値に変更して追加検証を行った。全サンプルの結果が第5表であり、未認識債務の絶対値の大きい上位半分サンプルを対象にした追加検証の結果が第6表である。この追加検証の結果は、「退職給付会計」(2012) 導入後の



2014-2015年において、改正後の本体情報 RB (After) が改正前の本体情報 RB (Before) よりも標準化係数の絶対値と t 値が大きく、両者の本体情報の差の検定ではともに有意であった。このため、仮説 2 は株価を決算日から 2 ヶ月後に変更した追加検証においても支持された。また、AIC はモデル(2)の方が小さいが、会計情報全体の株価説明力には大きな違いがない。以上の結果から、決算短信のみが公表されている段階でも、改正後の本体情報 RB (After) が改正前の本体情報 RB (Before) よりも情報の有用性が高い可能性が示されたと考えられる。

## VII 結

本稿では「退職給付会計」(2012)で改正された退職給付の会計情報に関する有用性を検証した。「退職給付会計」(2012)導入後、未認識債務は発生時に本体情報として反映するよう改正された。近年、各会計基準設定機関において本体情報と注記情報の位置づけに関する議論が行われてきた。そして、FASB と IASB とともに注記情報を本体情報の補足と捉えている。また、各会計基準設定機関の概念フレームワークにおける財務諸表利用者には投資家が含まれるという共通点がある。Schipper (2007) は、投資家が本体情報と注記情報を使用する方法として「違いなし」、「合理的な違い」、「利用者の特徴」という 3 つの見解を示した。本稿はこれと関連する。本研究における貢献は次の 2 点である。

第 1 に、「退職給付会計」(2012)導入後の会計期間において、改正前の本体情報と注記情報を分離したモデルの株価説明力と、改正後の本体情報のモデルの株価説明力との間に大きな違いはなかった。

第 2 に、「退職給付会計」(2012)導入後の会計期間において改正後の本体情報が改正前の本体情報よりも有用性が高い可能性を示した。本稿では、最初に注記情報が取得できる決算日から 3 ヶ月後を対象に検証後、未認識債務の影響の大きいサンプルでも検証した。また、決算短信が公表されているものの、注記情報を取得できない段階を対象として、決算日から 2 ヶ月後でも

追加検証を行った。

「退職給付会計」(2012) 導入前後に関する2つの仮説はともに肯定された。また、結果全体として、「退職給付会計」(2012) 導入後の会計期間における個別の開示項目の標準化係数の絶対値とt値について見ると、未認識債務を本体情報として開示した場合の情報有用性が高い。この結果は、特に未認識債務の大きなサンプルに関する追加検証でも変わらなかった。このため、個別項目において、本体情報と注記情報は「合理的な違い」または「利用者の特徴」に該当すると思われる。しかしながら、本体情報と注記情報のいずれに開示されていても、会計情報全体の株価説明力には大きな違いがないという結果になった。この結果は追加検証でも変わらなかった。このことから、最近の証券市場において、同じ情報内容が含まれている場合、開示場所の変更だけでは会計情報全体としての有用性に大きな違いが生じない可能性を示唆しているのかもしれない。

さらに、「退職給付会計」(2012) 導入前後における本体情報は全サンプルによる検証と追加検証すべてにおいて有意な結果を示している。このため、先行研究と同様に退職給付の本体情報は投資家の意思決定に有用な会計情報だと考えられる。

(筆者は関西学院大学商学部助教)

#### <参考文献>

- Ahmed, A. S., E. Kilic and G. J. Lobo (2006), "Does Recognition versus Disclosure Matter? Evidence from Value-Relevance of Banks' Recognized and Disclosed Derivative Financial Instruments," *The Accounting Review*, Vol. 81, No. 3, pp. 567-588.
- Bratten, B., P. Choudhary and K. Schipper (2013), "Evidence that Market Participants Assess Recognized and Disclosed Items Similarly when Reliability is Not an Issue," *The Accounting Review*, Vol. 88, No. 4, pp. 1179-1210.
- Dearman, D. T. and M. D. Shields (2005), "Avoiding Accounting Fixation: Determinants of Cognitive Adaptation to Differences in Accounting Method," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 22, No. 2, pp. 351-384.
- Dietrich, J. R., S. J. Kachelmeier, D. N. Kleinmuntz and T. J. Linsmeier (2001), "Market Efficiency, Bounded Rationality, and Supplemental Business Reporting Disclosures," *Journal*

- of Accounting Research*, Vol. 39, No. 2, pp. 243-268.
- Financial Accounting Standards Board (2010a), *Statement of Financial Accounting Standards No. 158: Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans—an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132(R) (AS AMENDED)*, FASB. (三菱UFJ信託銀行FAS研究会訳(2008)「財務会計基準書第158号 給付建年金およびその他退職後制度に関する事業主の会計」『SFAS 87, 88, 132(R), 158 米国の企業年金会計基準』白桃書房。)
- Financial Accounting Standards Board (2010b), *Statement of Financial Accounting Concepts No. 8: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (2014), *Exposure Draft: Conceptual Framework for Financial Reporting Chapter 8: Notes to Financial Statements*, FASB.
- Friday, P. Y. D., L. B. Folami, C. S. Liu and H. F. Mittelstaedt (1999), “The Value Relevance of Financial Statement Recognition vs Disclosure: Evidence from SFAS No. 106,” *The Accounting Review*, Vol. 74, No. 4, pp. 403-423.
- Friday, P. Y. D., C. S. Liu and H. F. Mittelstaedt (2004), “Recognition and Disclosure Reliability: Evidence from SFAS No. 106,” *Contemporary Accounting Research*, Vol. 21, No. 2, pp. 401-428.
- Gopalakrishnan, V. (1994), “The Effect of Recognition vs Disclosure on Investor Valuation: The Case of Pension Accounting,” *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol. 4, No. 4, pp. 383-396.
- International Accounting Standards Board (2010), *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB. (企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳(2013a)「財務報告の概念フレームワーク」『2013 国際財務報告基準(IFRSs)』中央経済社。)
- International Accounting Standards Board (2011), *International Accounting Standard 19: Employee Benefits*, IASB. (企業会計基準委員会・公益法人財務会計基準機構監訳(2013b)「国際会計基準第19号 従業員給付」『2013 国際財務報告基準(IFRSs)』中央経済社。)
- International Accounting Standards Board (2015), *Exposure Draft: Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- International Accounting Standards Board (2017), *Discussion Paper: Disclosure Initiative-Principles of Disclosure*, IASB.
- Kasaoka, E. (2014), *The Effect of Defined Benefit Liability on Firms' Valuations in Japan: Comparison of Japanese GAAP for Retirement Benefits with IAS19*, Kwansei Gakuin University Press.
- Koonce, L., M. L. McAnally and M. Mercer (2005), “How Do Investors Judge the Risk of Financial Items?” *The Accounting Review*, Vol. 80, No. 1, pp. 22-241.
- Landsman, W. R. and J. A. Ohlson (1990), “Evaluation of market efficiency for supplementary accounting disclosures: The case of pension assets and liabilities,” *Contemporary Accounting*

- Research*, Vol. 7, No. 1, pp. 185-198.
- Manies, L. A. and L. S. McDaniel (2000), "Effects of Comprehensive-Income Characteristics on Nonprofessional Investors' Judgments: The Role of Financial-Statement Presentation Format," *The Accounting Review*, Vol. 75, No. 2, pp. 179-207.
- Schipper, K. (2007), "Required Disclosures in Financial Reports," *The Accounting Review*, Vol. 82, No. 2, pp. 301-326.
- Spatz, C. (1997), *Basic Statistics: TALES OF DISTRIBUTIONS*, Brooks/Cole Publishing Company.
- Vuong, Q. H. (1989), "Likelihood Ratio Tests for Model Selection and Non-Nested Hypotheses," *Journal of the Econometric Society*, Vol. 57, No. 2, pp. 307-333.
- Yu, K. (2013), "Does Recognition versus Disclosure Affect Value Relevance? Evidence from Pension Accounting," *The Accounting Review*, Vol. 88, No. 3, pp. 1095-1127.
- 赤池弘次 (1976) 「情報量規準 AIC とは何か：その意味と将来への展望」『数理科学』No. 153、5-11頁。
- 赤池弘次・甘利俊一・北川源四郎・樺島洋介・下平英寿 (2007) 『赤池情報量規準 AIC：モデリング・予測・知識発見』共立出版。
- 企業会計基準委員会 (2005) 『企業会計基準第 3 号「退職給付に係る会計基準」の一部改正』企業会計基準委員会、3月16日。
- 企業会計基準委員会 (2006) 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (2007) 『企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表』企業会計基準委員会、8月8日。
- 企業会計基準委員会 (2012) 『企業会計基準第26号 退職給付に関する会計基準』企業会計基準委員会、5月17日。
- 企業会計審議会 (1998) 『退職給付に係る会計基準』金融庁、6月16日。
- 中込照明 (2006) 『ノンパラメトリック統計：原理から実践まで：ノンパラメトリック統計ソフト NoPaS 付き』EDIXi 出版部。